

【1月分】

飼養衛生管理基準自己点検をお願いします！
報告期限：1月7日（水）

最大限の警戒を続けてください！

12月24日にお隣の京都府亀岡市の養鶏場で発生しました。

また、毎年1月は家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生が激増傾向にあります。

【解説★効果的な衛生対策】

項目23 家きん舎ごとの専用靴の設置について



- ・衛生管理区域に飛來した野鳥等の糞や羽毛などが、区域内を歩いた長靴の靴底に付着している可能性があります。
 - ・家きん舎に入る際は、**毎回専用靴への履き替えやブーツカバーの使用**をお願いします。
 - ・踏み込み消毒槽だけでは不十分です。**瞬時に長靴を消毒する効果はありません**。（消毒効果を得るには数分間以上漬け込む必要があります）
 - ・よって、家きん舎ごとに靴を履き替えることが**「タイパ※が良い」**のです。
- ※タイパ(タイムパフォーマンス)：かけた時間に対して得られる効果や満足度

数分
消毒液に作用

鳥インフルエンザが感染・発症するには一定以上のウイルス量が必要です。

完璧ではなくても持ちこまれるウイルスを減らすことができれば、鳥インフルエンザ発生を回避できます。
家きんまで到達するウイルスを極力減らしましょう。



滋賀県家畜保健衛生所

(本所)

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

(北西部支所)

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯:080-6176-8052

送付方法および送付先

下記のいずれかの方法でご回答ください。

FAX	本所	0748-37-4821
	北西部支所	0740-22-6681
メール		ge37@pref.shiga.lg.jp
飼養衛生ポータル (農林水産省が管理するサイト)		https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login 経営体IDおよび農場IDについては、家畜保健衛生所へお問い合わせください
しがネット受付サービス		下記のとおりです。

❖しがネット受付サービスの手順について❖

- ① QRコードを読み取ってください。
- ② ログイン
(最初にメールアドレスの入力とパスワードの設定が必要です。)
- ③ 指示に従って入力、回答をお願いします。
- ④ 結果を送信してください。
受け付けのお知らせがメールで届きます。

《しがネット受付サービス》



The screenshot shows the 'Graffer Smart Application' login interface. It features a 'Googleでログイン' (Google login) button and a 'LINEでログイン' (LINE login) button. Below these are fields for 'メールアドレス' (Email address) and 'パスワード' (Password). A 'Grafferアカウントでログイン' (Log in with Graffer account) button is also present. At the bottom, there are links for 'パスワードをお忘れの場合リセット' (Reset password if forgotten), 'Grafferアカウント規約' (Graffer account terms of use), and 'Grafferアカウントを作成する' (Create a Graffer account).

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/selfcheck-kakintyuu-8-1>

飼養衛生管理基準 自己点検結果報告様式

※ 太枠内をご記入ください

滋賀県家畜保健衛生所 あて

下記項目について農場の状況を自己点検し、その結果を報告します。

1月分	農場名		
	点検日	点検者	
No.	内容		<input type="radio"/> : 実施 <input type="checkbox"/> : 未実施 <input type="checkbox"/> : 該当なし
17	衛生管理区域に立ちに入る者の手指消毒等 (区域専用の手袋の着用も可)		
18	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用 (上から衛生的な衣服を着用したり、ブーツカバーを使用したりすることも可)		
19	衛生管理区域に立ちに入る車両の消毒等		
22	家きん舎に立ちに入る者の手指消毒等 (家きん舎専用の手袋の着用も可)		
23	家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用 (家きん舎が屋根や壁のある通路で連絡している場合 や十分に消毒された上を消毒された靴で移動する場合は同じ家きん舎用の靴で可)		
25	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置・点検・修繕 (家きん舎、飼料保管庫、たい肥舎等に防鳥ネット (概ね網目の大きさが概ね2cm以下) を設置し、破損箇所があれば修繕すること)		
27	ねずみ・害虫の駆除 (殺鼠剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等を設置すること。 家きん舎の屋根や壁面に破損があれば修繕すること)		

報告期限： 2026年1月7日（水）

※ 5月まで毎月点検、報告をお願いします。